

## とちぎ賃上げ加速・定着支援金支給要綱

### (趣旨)

第1条 県は、物価高を上回る所得増加の実現に向けて、県内中小企業者等における高水準の賃上げ率の維持・定着を支援するため、予算の範囲内で「とちぎ賃上げ加速・定着支援金」(以下「支援金」という。)を支給することとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1)「賃金」とは、労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与をいい、以下の手当等を含まないものをいう。
  - ア 臨時に支払われる賃金
  - イ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
  - ウ 時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金
  - エ 精皆勤手当
  - オ 通勤手当
  - カ 家族手当
  - キ その他、名称に関わらず上記ア～カに類するもの
- (2)「従業員」とは、労働基準法(昭和22年法律49号)第9条に規定する労働者をいう。
- (3)「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく解雇の予告を必要とする者をいう。ただし、同法第21条に該当する者を除く。
- (4)「キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)」とは、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第118条の2に規定する賃金規定等改定コース助成金をいう。

### (支給対象事業者)

第3条 支援金の支給対象となる事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)次に掲げるもの全てに該当する法人
  - ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条に規定する法人のうち、公益法人等、協同組合等及び普通法人に該当する者であること。ただし、次の(ア)から(オ)に該当する者は除く。
    - (ア) 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの(同窓会、同好会等)
    - (イ) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの

(ウ) 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）

(エ) 栃木県が設立した法人

(オ) 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人

イ 県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にあ  
ること。ただし、県内で営業実態がなく、法人住民税が免税されている場合を除く。

ウ 県内の事業所に常時使用する従業員を1人以上かつ6ヶ月以上雇用していること。

エ 栃木県の税金（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。

オ 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第  
2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。

キ 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）に規定する暴力団又は暴  
力団構成員等に該当する者ではないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等  
に基づく再生又は再生手続きを行っている者ではないこと。

(2)次に掲げるもの全てに該当する個人事業主

ア 栃木県内の管轄税務署へ開業届を提出していること。

イ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であつ  
て、第3条第1項第1号ウからクまでの要件全てに該当する者。

(支給要件)

第4条 支援金の支給要件は、次の各号の全てに該当することとする。

(1)令和8年4月1日以降に、第5条に定める対象従業員1名につき、令和8年3月31日  
までの直近の賃金支給額と比較して5%以上賃金を引き上げ、1ヶ月以上の支給実績  
があること。また、引き上げ後の賃金を1年間継続する見込みがあること。

(2)別表に定める企業内の男女間格差の是正に繋がる処遇改善取組事項①～④のうち、い  
ずれか1つ以上に取り組むこと。

(対象従業員)

第5条 対象従業員は、栃木県内における週の所定労働時間が20時間以上の従業員とする。  
ただし、令和8年度キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の適用を受けた又は  
受ける見込みのある者を除く。

(支給額)

第6条 第4条第1号により賃金を引き上げた従業員（以下「賃上げ実施従業員」という。）  
の数に、1人当たり5万5千円を乗じた額とする。ただし、1事業者（法人は法人番号単

位) 当たりの上限額は 110 万円とする。

(支給申請)

第 7 条 支援金の支給を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、申請書に次に掲げる書類（以下「申請書類等」という。）を添えて申請するものとする。

- (1) 賃上げ実施従業員一覧
- (2) 賃上げ実施従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- (3) 賃金台帳の写し
- (4) 支援金振込先の口座情報が確認できる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、電子申請又は郵送により行うものとする。

(支給審査)

第 8 条 知事は、申請事業者から前条第 1 項の申請があったときは、内容の審査を行い、必要に応じて申請書類等の不備等について補正を指示するほか、申請事業者又は賃上げ実施従業員から事実確認等を行うことができるものとする。

(支給決定)

第 9 条 知事は、前条の審査終了後、支給又は不支給の決定を行うものとする。

(支援金の支給)

第 10 条 知事は、前条の支給決定をした場合は、「とちぎ賃上げ加速・定着支援金支給決定通知書」（様式第 1 号）により申請事業者に通知するとともに、申請書類等に記載された支援金振込先の口座に支援金を振り込むものとする。

(支援金の不支給)

第 11 条 知事は、第 9 条の不支給決定をした場合は、「とちぎ賃上げ加速・定着支援金不支給決定通知書」（様式第 2 号）により申請事業者に通知するものとする。

(支給申請のみなし取下げ)

第 12 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支援金の申請が取り下げられたものとみなすものとする。

- (1) 申請書類等に不備等があり、第 8 条の規定に基づく補正を指示したにもかかわらず、知事が別に定める期間内に申請書類等の補正が行われなかった場合
- (2) 第 9 条に規定する支給決定後、申請書類等の不備による振込不能等、申請事業者の責に帰すべき事由により支給できなかった場合

(調査実施)

第 13 条 知事は、支援金の支給について、必要と認める場合は、申請事業者又は賃上げ実施従業員等の関係者に対し、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査を実施することができる。

(支給決定の取消し)

第 14 条 知事は、支援金の支給決定を受けた申請事業者(以下「支給決定事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 「とちぎ賃上げ加速・定着支援金受給辞退届(様式第 3 号)により受給の辞退を申し出た場合
- (2) 偽りその他不正の行為により支給決定を受けた場合
- (3) 法令又はこの要綱の規定に違反した場合

2 知事は、支給決定事業者が前項に該当すると認めた場合、認めた日又は支給決定を取り消した日以後、当該事業者支援金を支給しないものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による取消しを行った場合は、「とちぎ賃上げ加速・定着支援金支給決定取消通知書」(様式第 4 号)により当該事業者へ通知するものとする。

(支援金の返還)

第 15 条 支給決定事業者は、前条第 1 項の規定により支給決定を取り消された場合において、既に支援金が支払われている場合には、知事が別に定める期限までに支援金を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第 16 条 支給決定事業者は、第 14 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定による支援金の支給決定の取消しにより返還を求められたときは、その受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、支給決定事業者の納付した金額が返還を求められた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を求められた支援金の額に充てられる。

3 支給決定事業者は、前条の規定により支援金の返還を求められ、支援金及び加算金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 知事は、第1項又は第3項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該支給決定事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(書類の整備)

第17条 支給決定事業者は、支給申請に係る証拠書類を、支給決定があった日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この支援金支給の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7(2025)年3月7日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8(2026)年3月19日から適用する。
- 2 この要綱は、令和9(2027)年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条）企業内の男女間格差の是正に繋がる処遇改善取組事項

取組事項	内容
①女性の管理職比率	申請日時点において、管理職に占める女性労働者の割合（女性の管理職数／管理職数）が、令和7年4月時点より高くなっている（係長級にある者に占める女性労働者の割合でも可）。
②非正規の正規化	直近事業年度において、女性の職種・雇用形態の転換実績※が、男性より上回っている。 ※）非正社員から正社員への転換、パート・アルバイトから契約社員への転換など
③短時間勤務制度	令和8年4月以降、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）で定める義務を上回る内容で短時間勤務制度を導入・拡充した。
④女性活躍推進法に基づく情報公表	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（「女性活躍推進法」という。）に基づく情報公表を4項目以上行う。 ア 管理職に占める女性労働者の割合（必須） イ 男女の賃金差異（必須） ウ ア、イに加え、以下の中から2項目以上公表すること。 ・ 採用した労働者に占める女性労働者の割合 ・ 男女別の採用における競争倍率 ・ 労働者に占める女性労働者の割合 ・ 係長級にある者に占める女性労働者の割合 ・ 役員に占める女性の割合 ・ 男女別の職種または雇用形態の転換実績 ・ 男女別の再雇用又は中途採用の実績 ・ 男女の平均継続勤続年数の差異 ・ 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 ・ 男女別の育児休業取得率 ・ 労働者の一月当たりの平均残業時間 ・ 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間 ・ 有給休暇取得率 ・ 雇用管理区分ごとの有給休暇取得率

様式第1号（第10条関係）

労政第 号  
令和 年 月 日

様

栃木県知事

とちぎ賃上げ加速・定着支援金支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありましたとちぎ賃上げ加速・定着支援金については、とちぎ賃上げ加速・定着支援金支給要綱第9条の規定により下記のとおり支給することに決定しましたので、同要綱第10条の規定により通知します。

記

支給決定額 円

様式第2号（第11条関係）

劳政第 号  
令和 年 月 日

様

栃木県知事

とちぎ賃上げ加速・定着支援金不支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありましたとちぎ賃上げ加速・定着支援金については、下記の理由により不支給としますので、とちぎ賃上げ加速・定着支援金支給要綱第11条の規定により通知します。

記

不支給の理由

様式第3号（第14条関係）

令和 年 月 日

栃木県知事 様

所在地  
名 称  
代表者職・氏名

とちぎ賃上げ加速・定着支援金受給辞退届

令和 年 月 日付け労政第 号により支給決定を受けたとちぎ賃上げ加速・定着支援金について、下記のとおり受給を辞退したいので届け出ます。

記

受給辞退の理由

様式第 4 号（第 14 条関係）

労政第 号  
令和 年 月 日

様

栃木県知事

とちぎ賃上げ加速・定着支援金支給決定取消通知書

令和 年 月 日付で支給決定を行ったとちぎ賃上げ加速・定着支援金については、下記の理由により支給を取り消すこととしますので、とちぎ賃上げ加速・定着支援金支給要綱第 14 条の規定により通知します。

記

支給決定取消しの理由